

# 大口定期 (自由金利型定期預金)

2024年11月1日 現在適用中

1. 商品名	大口定期 (自由金利型定期預金)
2. 販売対象	法人および個人のお客さま
3. 契約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>定型方式・・・1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年</li> <li>満期日指定方式・・・1か月超5年未満</li> <li>定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続 (元金継続、元利金継続) の取扱いができます。</li> </ul>
4. 預入	
(1) 預入方法	一括してお預け入れいただきます。
(2) 預入金額	1,000万円以上1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息	
(1) 適用金利	固定金利。契約時に証書に表示する約定年利回りを、満期時まで適用します。自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。</li> <li>預入期間2年以上のものは、中間利払日 (預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日) 以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率 (約定利率×70%) により計算します。</li> </ul>
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をします。
7. 税金	<p>利息には以下の税金がかかります</p> <p>個人：源泉分離課税 (国税15.315%・地方税5%)</p> <p>法人：総合課税 (国税15.315%) ※非課税法人の場合は非課税</p>
8. 手数料	不要です
9. 付加できる特約事項	個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)
10. 中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した、期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC (BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします)のうち、最も低い利率。</p> <p>A 解約日における普通預金利率</p> <p>B 約定利率－約定利率×30%</p> <p>C 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)÷預入日数</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書 (通帳) 記載の満期日 (継続をしたときはその満期日) まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。</p> <p>②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率。(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。</p> <p>A 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)÷預入日数</p>
11. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さま相談担当 (電話:0120-06-1152 9:00～17:00) にお申し出下さい。</p> <p>【紛争解決措置】</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031 9:30～12:00/13:00～15:00)、 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588 10:00～12:00/13:00～16:00)、 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249 9:30～12:00/13:00～17:00) の 仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さま相談担当または全国しんきん相談所 (電話:03-3517-5825 9:00～12:00/13:00～17:00) にお申し出ください。また、お客</p>

# 大口定期（自由金利型定期預金）

2024年11月1日 現在適用中

1 2. 苦情処理措置 紛争解決措置	さまから上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停） ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停） もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さま相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい。
1 3. その他参考となる事項	・自動継続でない場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。